

オープンアクセスリポジトリ推進協会会費規程

平成28年7月27日
制 定

(総則)

第1条 オープンアクセスリポジトリ推進協会会則（以下「会則」という。）の第16条に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）の会費に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「JAIRO Cloud サービス」とは、国立情報学研究所共用リポジトリサービス利用規程第2条に規定するサービスとする。
- (2) 「JAIRO Cloud 環境」とは、JAIRO Cloud サービスで使用する機関リポジトリ環境であり、JAIRO Cloud サービスの利用単位とする。
- (3) 「構成員数」とは、当該の利用機関に所属する「常勤の教員及び研究者」の人数とする。ただし、常勤の教員及び研究者を置かない機関にあっては、その人数は0人とする。
- (4) 「登録容量」とは、会員が1つの JAIRO Cloud 環境に登録等することができる上限のコンテンツ等の容量とする。
- (5) 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費の区分)

第3条 協会の会費は、以下の各号に掲げる区分で構成する。

- 一 基本会費
- 二 JAIRO Cloud 利用料金
- 三 JAIRO Cloud 特別料金

(基本会費)

第4条 第3条第1号の基本会費は、別紙1の表1「基本会費」のとおりとする。

(JAIRO Cloud 利用料金)

第5条 第3条第2号の JAIRO Cloud 利用料金は、別紙2の表2「JAIRO Cloud 利用料金」のとおりとする。

- 2 JAIRO Cloud サービスの利用を希望する機関は、前項で定める JAIRO Cloud 利用料金を支払うものとし、1つの JAIRO Cloud 環境につき 100 ギガバイトを登録容量とする（以下「基本 JC サービス」という。）。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度途中で利用開始となる場合には、利用開始月の翌四半期から当該年度末までの四半期ごとに前項の料金の 4 分の 1 を乗ずる額の合計額を利用料金とする。1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- 4 2つ以上の基本 JC サービスを利用する会員は、第 2 項及び第 3 項に該当する JAIRO Cloud 利用料金を合計した利用料金を支払うものとする。

（JAIRO Cloud 特別料金）

第 6 条 第 3 条第 3 号の JAIRO Cloud 特別料金は、別紙 3 の表 3 「JAIRO Cloud 特別料金」のとおりとする。

- 2 JAIRO Cloud 環境において、100ギガバイトを超える登録容量を希望する会員は、前項で定める JAIRO Cloud 特別料金を支払うものとし、申請した区分に応じてコンテンツ等を登録できるものとする（以下「特別 JC サービス」という。）。
- 3 区分は、当該会員の申請に基づき、決定する。登録容量を増加する場合のみ、年度途中で区分を変更できるものとする。その場合、変更後の申請区分に相当する料金全額との差額を納入するものとする。
- 4 2つ以上の「特別 JC サービス」を利用する会員は、申請した区分に応じた第 1 項に定める JAIRO Cloud 特別料金を合計した特別料金を支払うものとする。

（会費の請求）

第 7 条 協会は、第 3 条に規定する会費を請求する。

- 2 すべての会員は、基本会費を納入する。
- 3 会員は、利用する JAIRO Cloud サービスに基づき、JAIRO Cloud 利用料金又は JAIRO Cloud 利用料金と JAIRO Cloud 特別料金の合計額を納入するものとする。
- 4 協会は、前項の額に消費税を加えた額を請求する。
- 5 すべての会費は、協会の事務局が指定した期日までに、指定する金融機関に振り込むものとする。
- 6 協会は、支払済みの会費を返還しない。

（基本会費の納入）

第 8 条 会員は、毎年度、協会の事務局が指定する期日までに基本会費全額を納入するものとする。

- 2 基本会費の分納は、認めないものとする。
- 3 年度の途中から入会した場合も、年額を納入するものとする。

（JAIRO Cloud 利用料金の納入）

第9条 基本JCサービスを利用する会員は、利用開始後、及び、継続の場合は毎年度、当該年度のJAIRO Cloud 利用料金の年額を納入するものとする。ただし、年度途中の利用開始後の取扱いは、第5条第3項によるものとする。

2 年度途中で利用する基本JCサービスを追加する場合、当該会員は、前項の利用料金と追加の基本JCサービスに係る利用料金の合計金額を、納入するものとする。

3 JAIRO Cloud 利用料金の分納は、認めないものとする。ただし、基本JCサービスを追加する会員は、当該年度に納入したJAIRO Cloud 料金との差額を納入するものとする。

(JAIRO Cloud 特別料金の納入)

第10条 特別JCサービスを利用する会員は、利用開始後、及び、継続の場合は毎年度、当該年度のJAIRO Cloud 特別料金の年額を納入するものとする。

2 年度途中で登録容量を増加する場合又は利用する特別JCサービスを追加する場合、当該会員は、前項の特別料金と追加の特別JCサービスに係る特別料金の合計金額を、納入するものとする。

3 JAIRO Cloud 特別料金の分納は、認めないものとする。ただし、年度途中で登録容量を増加する場合又は利用する特別JCサービスを追加する会員は、当該年度に納入したJAIRO Cloud 特別料金との差額を納入するものとする。

(支援金)

第11条 会員及び会員以外の個人又は団体会費以外の負担（以下「支援金」という。）を希望する場合は、運営委員会の承認を受けるものとする。

2 運営委員会委員長は、前項の事実が発生した場合には総会において報告を行うものとする。

(会費の管理)

第12条 会費及び支援金の管理は、協会の事務局を置く国立情報学研究所において行う。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、2019年3月13日に改正し、2020年4月1日から施行する。

附 則

前の附則にかかわらず、この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年3月17日に改正し、2021年4月1日から施行する。

別紙1

1. 第3条第1号の基本会費は、次の表1のとおりとする。

表1 基本会費

区分	構成員数	会費額（年額）
A	0 ～ 600 人	26,000 円
B	601 ～ 1,100 人	52,000 円
C	1,101 人～	78,000 円

別紙2

1. 第3条第2号の JAIRO Cloud 利用料金は、次の表2のとおりとする。

表2 JAIRO Cloud 利用料金

区分	構成員数	JAIRO Cloud 利用料金(税抜き・年額)
G1	0 ~ 100 人	40,000 円
G2	101 ~ 200 人	80,000 円
G3	201 ~ 300 人	120,000 円
G4	301 ~ 400 人	160,000 円
G5	401 ~ 500 人	200,000 円
G6	501 ~ 600 人	240,000 円
G7	601 ~ 700 人	280,000 円
G8	701 ~ 800 人	320,000 円
G9	801 ~ 900 人	360,000 円
G10	901 ~ 1,000 人	400,000 円
G11	1,001 ~ 1,100 人	440,000 円
G12	1,101 ~ 1,200 人	480,000 円
G13	1,201 ~ 1,300 人	520,000 円
G14	1,301 ~ 1,400 人	560,000 円
G15	1,401 ~ 1,500 人	600,000 円
G16	1,501 人~	640,000 円

別紙3

1. 第3条第3号のJAIRO Cloud特別料金は、登録容量に応じ、次の表3のとおりとする。

表3 JAIRO Cloud 特別料金

区分	登録容量	JAIRO Cloud 特別料金 (税抜き・年額)
S1	100GB 超 200GB 以下	20,000 円
S2	200GB 超 400GB 以下	40,000 円
S3	400GB 超 1,000GB(1TB)以下	100,000 円
S4～	1TB 超 2TB 以下	200,000 円
	登録容量が 1TB を超える場合は、1TB を 1 区分として、1TB あたりの料金を 100,000 円として算出する。	

1) 本表における「区分」とは、当該の会員が利用する1つのJAIRO Cloud環境当たりの登録容量によるものとする。